

○役員及び評議員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人名古屋電気学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第60条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

(役員報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬〔月報酬、賞与、退任慰労金〕
- (2) 非常勤の役員 報酬〔月報酬、賞与、退任慰労金〕

(役員報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）は次のとおりとする。

- (1) 理事長の報酬総額の上限の額は2,000万円とし、その範囲内で報酬総額を決定する。
- (2) 常勤の役員の報酬総額の上限の額は500万円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で決定する。
- 2 非常勤の理事・監事の報酬総額の上限の額は300万円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で決定する。
- 3 前二項の上限の額の変更は、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえ理事会において決定する（次条第一項において同じ。）。
- 4 役員の退任慰労金は別に定める役員退任慰労金規程に基づいて支給する。

(評議員の報酬等の支給)

第4条の2 評議員に対する報酬（日額）の上限の額は3万円とし、その範囲内で決定する。

- 2 評議員に評議員会出席のための交通費実費を支給する。

(役員報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、営業日前日に支払う。）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退任慰労金〔任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内〕
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(評議員の報酬の支給方法)

第5条の2 評議員に対する報酬の支給の時期は、毎月25日（支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、営業日前日）とする。

（費用）

第6条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に在任する役員及び評議員の報酬等の支給の基準については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。